

(議長)

日程第12、議案第6号、平成28年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第6号、平成28年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、介護給付費・地域支援事業支援納付金など3事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ743万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ歳入歳出それぞれ1億1,484万8千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

はい。では議案47頁ご覧頂きたいと思っております。補正予算構成表によりご説明致します。

まず1点目につきましては、職員人件費に係る補正でございます。先程来、人事院勧告等の関連での補正ということで金額は10万4千円となっております。財源につきましては、その他特定財源でございます。

2点目、国民健康保険制度改革に伴う準備事務に関する補正となっております。資料につきましては、27頁をお開き頂きたいと思っております。平成30年度から、新国保制度改革が進められ新たな制度に移行することとなっております。現在、国・都道府県・市町村間で制度設計が進められている状況にあります。都道府県が、国保財政運営の責任主体となるなど、大きな変更が伴うことから、事務的経費を補正するものでございます。補正額は20万8千円、財源は道支出金20万6千円、一般財源2千円となつ

てございます。

3点目、介護給付費地域支援事業支援納付金に関する補正となっております。国民健康保険被保険者のうち40歳から64歳までの第2号被保険者数に関する金額になりますが、年度当初の人数が過小であったため、今回増額をお願いするものでございます。補正額は712万7千円、財源は一般財源としてございます。

以上で説明を終わらせて頂きます。

(議長)

はい、以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、平成28年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第13、議案、議案第7号、平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第7号、平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、社会保障・税番号制度に係る後期高齢者医療システム改修に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ35万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,161万8千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

議案61頁、補正予算構成表によりご説明を致します。

当該事業につきましては、6月定例会におきまして予算補正を行って頂いたものですが、市町村での改修が行わないこととなりまして、結果的に北海道の方の連合会がこの事業を行うということで全額35万5千円を減額することとしたものでございます。以上で説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号、平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第14、議案第8号、平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、日程第15、議案第9号、平成28年度江差町、江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、関連がございますので、会議規則第37条の規定により、一括して議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第8号、平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)について及び議案第9号、平成28年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、平成28年人事院勧告に伴う給与及び手当の改正による人件費の増減による補正予算となっております。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、議案第8号及び議案第9号について、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しく願い申し上げます。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)

はい。

介護保険特別会計補正予算について補足説明致します。議案書73頁の予算構成表でご説明致します。

事業名は職員人件費、補正額は107万3千円の増額です。その他特定財源は一般会計からの繰入金でございます。内容は人事異動に伴う職員人件費の増額と人事院勧告に伴う職員人件費の増額により、107万3千円の増額が生じたものでございます。82頁の給与費明細書をご覧ください。2、一般職(1)総括でご説明致します。給料で34万円、職員手当で62万5千円の増、合わせまして96万5千円の増額となります。また、共済費が10万8千円の増額となりますので、合計で107万3千円の増額となるものです。83頁に給料と手当の明細が記載されておりますので、ご覧頂ければと思います。以上で、補足説明と致します。

(議長)

はい。次に、「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは私の方から、公共下水道事業特別会計補正予算につきましてご説明致します。議案書87頁の予算構成表でご説明致します。

同じく事業名、職員人件費でございます。補正額は、80万7千円の減額です。その他特定財源は、一般会計からの繰入金でございます。内容につきましては、人事院勧告に伴います職員人件費の増額と、4月の人事異動に伴います職員の人件費の減額によりまして、80万7千円の減額となったものでございます。

議案書96頁の給与明細書をご覧ください。2の一般職(1)総括でご説明致します。給料で58万7千円、職員手当で4万3千円の減で、合わせまして63万円の減額となります。また、共済費が17万7千円の減額となりますので、合計80万7千円の減額となるものでございます。97頁に給料と手当の明細が記載されてございますので、ご覧頂ければと思います。以上が説明となりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第8号、平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

議案第9号、平成28年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第16、議案第10号、町道路線の認定について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第10号、町道路線の認定について、でございます。

道路法第8条第2項の規定に基づき、南が丘団地22号通り及び砂川4号通りの2路線について、認定をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは議案10号、町道路線の認定について、私の方からご説明致します。定例会資料は28頁となります。

路線番号311号、路線名は南が丘団地22号通り、区間につきましては起点、南が丘7番地334地先から、終点南浜町433番地地先までの延長63.0メートルでございます。

当該路線につきましては、南が丘地区と南浜地区を結ぶ道路でございまして、地域の利便性の向上や地域間交流の促進、または南が丘小学校へ通います児童の通学路の確保を目的に整備するものでございます。

次に、路線番号312号、路線名は砂川4号通り、区間につきましては起点、砂川7番地1地先から、終点砂川7番地地先までの延長が283.1メートルでございます。

当該路線につきましては、災害時の避難道路の確保、または地域住民の利便性の向上のほか、町道を通る大型車両等の分散化を図ることを目的に整備するものでございます。

両路線につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用致しまして、事業を実施するため、町道認定をした上で、平成29年度より順次取り進めるものでございます。

また、いずれの路線につきましても、道路整備完了後に供用開始するものでございます。

以上が説明となりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第10、10号、町道路線の認定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第17、議案第11号、南部桧山衛生処理組合規約の変更について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第11号、南部桧山衛生処理組合規約の変更について、でございます。

行政不服審査法の改正に伴い、南部桧山衛生処理組合規約の変更について協議するため、本案を提出するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それでは、補足説明をさせていただきます。議案書では101頁になります。

改正する内容につきましては、組合において各町の負担割合を算出する中で、均等割の算出範囲と致しまして、組合の議会費・監査委員費・公平委員会費に、行政不服審査委員会費を追加するという内容のものでございます。

このことにつきましては、行政不服審査法の改正によりまして、委員会の設置が必須となったことから、管内7町と4つの一部事務組合が、檜山管内行政不服審査委員会を共同設置したもので、組合と致しましてもその経費負担を算出するための規約変更を行うものでございます。

以上のことから、地方自治法に規定する一部事務組合の規約の変更につきましては、関係地方公共団体の協議が必要となりますことから、議案第11号として提案したものでございます。以上、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第11号、南部桧山衛生処理組合規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり、可決されました。